

# 船舶事故調査報告書

平成26年7月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年8月11日（日） 10時20分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港東方沖 岩屋港北防波堤東灯台から真方位110°3,350m付近 （概位 北緯34°34.8′ 東経135°03.4′）
事故調査の経過	平成25年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート <sup>カナロア</sup> KanaLoa、3.8トン 250-50647兵庫、株式会社オフィスナウ 7.07m (Lr) × 2.83m × 1.47m、軽合金 ディーゼル機関、110.0kW、平成16年5月 B モーターボート <sup>だいゆう</sup> 第二大雄丸、5トン未満 210-42272兵庫、個人所有 6.56m (Lr) × 2.37m × 1.22m、FRP ディーゼル機関、110.3kW、平成8年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年2月24日 免許証交付日 平成23年2月24日 （平成28年2月23日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年5月15日 免許証交付日 平成25年4月18日 （平成30年5月14日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A） B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷後部外板が脱落、オーニングが曲損、キャビンが亀裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、平成25年8月11日08時25分ごろ岩屋港東方沖の釣り場（口ノ瀬）に到着

	<p>し、船首を北に向け、流し釣りを行っていたところ、釣りのポイントを過ぎたので、潮上りを行うこととした。</p> <p>船長Aは、操舵室後方の左舷側の操縦場所（以下「後部操縦場所」という。）で立って操船に当たり、約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で回頭しながら、船首の左右前方に大小の漁船群を認めたが、同漁船群の間には他船を見掛けなかったため、船首方には他船はいないものと思ひ、約10knの速力まで増速しながら南進した。</p> <p>船長Aは、操舵室で船首方の見通しが遮られて死角（視界が制限される状態）が生じていたため、後部操縦場所から左舷側に顔を出したり、操舵室のガラス越しに右舷側を見たりして気にしていたものの、船首方のB船に気付かなかった。</p> <p>船長Aは、南進を開始して2～3分後の10時20分ごろ、岩屋港北防波堤東灯台から真方位110°3,350m付近において、船首部から同乗者Aの船がいる旨の叫び声が聞こえたため、機関を中立、後進にしたところ、衝撃を感じるとともに、同乗者Aが船外に落ちるところが見え、B船と衝突したことを知った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、口ノ瀬において、流し釣りを行っており、船長Bが、6回目の潮上りを行い、ポイントに到着したため、船首を南方に向けて漂泊し、機関を中立にして操舵室後方右舷側で釣りの準備中、船尾方に2隻の船を認めた。</p> <p>船長Bは、1隻の船がB船を通過し、その後、A船を約40mに視認したが、A船も漂泊中のB船を避けてくれると思ひ、釣りの準備を行っていたところ、A船が約15mに接近しても針路を変えないため、A船に向いて立ち上がり、手を振って合図したものの、A船が更に接近してきたため、後部デッキにしゃがみ込んだところ、A船の船首部がB船の船尾部に衝突し、A船がB船に乗り上がって停止した。</p> <p>船長Aは、海に投げ出された同乗者Aを救助した後、B船をえい航して兵庫県神戸市垂水区のマリーナに向かった。</p> <p>同乗者Aは、待機していた救急車で病院に搬送され、右足粉碎骨折と診断された。</p> <p>船長Bは、後日、病院に行き、右前腕及び<sup>でん</sup>臀部打撲傷と診断を受けた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮流 北北西流約2.2kn、水温 約25.5℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、操舵室内の操縦席からは死角が生じておらず、後部操縦場所からは操舵室により、船首方及び右斜め前方のそれぞれ約10°の範囲に死角が生じていた。</p> <p>船長Aは、同乗者Aと一緒によく釣りに行き、見張りを手伝ってもらっており、同乗者Aが右舷船首部で見張りを行ってくれていると思</p>

	<p>っていた。</p> <p>同乗者Aは、他の同乗者が潮上りを開始する前の流し釣りで大きな魚を釣ったので、A船後部甲板で仕掛けを変更し、本事故時、船首部に向けて移動中であった。</p> <p>船長Bは、ふだん、約10m手前で避けていく潮上りする船もいたので、潮上りしている船が漂泊中の船舶を避けてくれるものと思っていた。</p> <p>B船は、操舵室内に車用のホーンを装備していた。</p> <p>船長A、A船同乗者及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、岩屋港東方沖を南進中、船長Aが、船首部の同乗者Aが船首方や右舷方を見てくれていると思い、後部操縦場所から左舷側に顔を出したり、操舵室のガラス越しに右舷側を見たりしていたものの、船首方のB船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、岩屋港東方沖で漂泊中、船長Bが、B船に向けて航行するA船を視認した際、接近する他船は漂泊中のB船を避けてくれるものと思い、漂泊して釣りの準備をしていたことから、A船が更に船尾方に接近し、B船を避ける気配がないことに気付き、A船に手を振るなどの注意喚起をしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、岩屋港東方沖において、A船が南進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首部の同乗者Aが船首方や右舷方を見てくれていると思い、後部操縦場所から左舷側に顔を出したり、操舵室のガラス越しに右舷側を見たりしていたものの、船首方のB船に気付かず、また、船長Bが、接近する他船は漂泊中のB船を避けてくれるものと思い、漂泊して釣りの準備をしていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に船首死角が生じる場合、船首死角を補う見張りを確実に行うこと。</li> <li>・漂泊中でも周囲の見張りを行い、接近する船舶があれば、有効な音響による信号により、注意を喚起し、早期に機関、舵を操作して衝突を回避すること。</li> </ul>